

# 三田市将棋同好会会則

2024年4月13日 改訂

## 第1条【名称】

本会は、三田市将棋同好会と称する。

## 第2条【目的】

本会は、ゆる〜い将棋に関する活動を通じて、地域社会の会員相互の親睦を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

本会は、営利、政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的としない。

## 第3条【運営】

本会は、会計年度を4月1日～翌年3月31日とする。本会は、年1回の定期総会により、会則の改廃・予算・決算について、会員の承認のもと民主的な運営を行なう。総会の議決権は出席した会員（委任状可）にあるものとする。また、課題が生じたときには随時、役員会あるいは臨時総会を開催し、会員の総意により解決する。

## 第4条【活動】

本会のゆる〜い将棋に関する活動場所および活動日時は、以下のとおりとする。

活動場所は、原則として、兵庫県三田市のキッピーモール6階、まちづくり協働センター等とする。本会は、まちづくり協働センターの管理運営方針に従い、円滑な運営に協力する。

活動日時は、参加者の総意によって決定し、自発的、継続的に活動する。

本会の活動内容は、インターネット、掲示板等により三田市民等に対して公開する。

## 第5条【会員】

本会の入会、休会及び退会は、基本的に本人の自由意思に基づき文書により行うものとする。なお、未成年の入会希望者は、その親権者の文書による承諾を必要とする。

本会は、役員会の承認をもって入会、休会及び退会の会員資格を決定する。

本会会員は、原則として三田市民、三田市内在学・在勤者及びその他の住民で構成する。会員の構成は、三田市民、三田市内在学・在勤者の割合を5割以上とする。

本会の会員は、反社会的組織またはその構成員の統制下にある組織に属するものはなれない。

本会の会員は、本会の名誉を著しく損なう等の行為をした場合は、会員資格を喪失する。

本会は、会員名簿を作成する。個人情報、原則として本会の運営以外には使用しない。

本会は、必要に応じて賛助会員を置くことができる。賛助会員は原則として第4条に定める活動は行わない。

## 第6条【役員】

本会には、総会による会員の互選により次の役員を置く。

会長 1名、副会長 1名、事務局長 1名、広報1名、会計1名、会計監査 1名。

その他、必要に応じ役員を置くことができる。

## 第7条【会費等】

本会の入会金は1,000円とする。入会金はいかなる場合も返還しない。

年会費は1,000円とし年度末に徴収する。年度途中の入会者については、入会時より起算して年度末まで月間100円で計算し、1000円を上限とする。その他、臨時の活動に要する費用については、参加者より実費徴収することがある。年度途中の退会の場合、年会費は返還しない。

年会費を無断で3ヶ月間滞納した場合は、退会処分とし、文書で通知する。

休会中の会員の年会費、賛助会員の年会費は徴収しない。

休会の期限を3年間とし、3年が経過した場合は自動的に退会とする。

会員は、総会案内、総会議事録、会則、休会・再開の通知等、当会の運営に関する重要な文書を自由に閲覧できる。これらを文書で受け取る際は実費を支払う。

## 第8条【補則】

この会則に定めのないものについては、必要に応じて役員会が定める。

2018年3月20日 制定・施行

2024年4月13日改訂